文書ひな形１（勧告）

 第　　　　　　　　号

 令和　年　　月　　日

〔あて先〕 殿

 都道府県・政令指定都市の長

虐待を受けるおそれがある事態に係る勧告について

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第25条第４項に規定される虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認められたことについて、同条同項により、下記のとおり勧告します。

また、この勧告に対して貴殿がとられる措置を、令和○年○○月○○日までに、都道府県・政令指定都市の長宛て書面により提出してください。

なお、期日までに、勧告内容の措置が講じられない、又は講じられたことが確認できない場合は、法第25条第４項の規定に基づき、措置命令を発する場合があります。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 飼養施設等の所在地 | 　 |
| 勧告の年月日 | 　令和○年○○月○○日 |
| 履行期限 | 　令和○年○○月○○日 |
| 勧告の内容 | 例）（複数列記可）・臭気を改善するため、動物のふん尿を適切に処分すること。・はえ、蚊、のみが生じないよう、動物の衛生環境を整備すること。・不妊去勢手術、雌雄分離飼育等の適切な繁殖制限措置を講じること。 |
| 勧告の理由〔該当条項含む（注）〕 | 例）法第25条第４項の規定に基づく動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認められるため。・施行規則第12条の２第２号、第３号、第６号 |
| 備考 |  |

（注）法第25条第４項に規定する環境省令で定める事態のいずれが生じているかを明記すること。